

## 自然災害時《大地震等》の対応について

### 1. 大きな地震が発生した場合

… 以下は電話がつながらない場合やつながりにくい場合を想定しています。

つながる場合は、学校と保護者またはご家庭と学校安全情報配信メール・電話等で連絡をとることを基本とします。

	<b>震度5弱以上（震度5弱・震度5強・震度6以上）</b>
自宅にいる場合	夜半および早朝に「震度5弱以上」の地震が発生した場合は、通学路の安全、校舎内外の安全を考慮し、原則として「休校」とします。電話等が通じる場合は、学校安全情報配信メール・電話等で安否および被災状況を確認するとともに、今後の予定をお知らせします。
学校にいる場合	保護者またはご家族の迎えをお願いします。直接お子さんを引き渡します。なお、道路状況等で迎えが困難な場合は、学校に待機させます。電話等が通じているときは、必ず、学校安全情報配信メール・電話等でお知らせします。
上下校中の場合	事前に家族で相談して、決めておいてください。 例えば ①学校に避難する。 ②自宅に戻る。 ③学校か自宅の近い方に避難する。 ④事前に家族で決めた避難所に避難する。など
その他 ※『特別警報』が発表された場合が追加されました。	<p><b>①『特別警報』が発表された場合</b>        ★在校中、八戸市内に『特別警報』が発表された場合 → 学校待機。        原則、保護者引き渡しになります。</p> <p>★夜半(深夜0時以降)・早朝等生徒が在宅中に、八戸市内に『特別警報』が発表された場合 → 当日は、原則として『休校』とします。</p> <p><b>②『朝6時の時点で停電』している場合</b>        信号機が点灯しないなど通学路の安全確保に支障があることや給食の提供ができなくなること等から、原則として「休校」とします。        なお、停電が復旧して安全が確認された場合は、今後の予定を学校安全情報配信メール・電話等にてお知らせします。(場合によっては、出校もあります。)</p>

### 2. 警報などが発令されているとき

原則、出校とします。「津波警報」「大雨警報」「大雪警報」のみの発表の場合は休校としません。ただし、大型台風などで「暴風警報」「洪水警報」等が発令された場合は休校措置もあります。警報の発令にかかわらず、道路の冠水、河川の増水等により登校が危険と保護者が判断された場合は、登校を見合わせ、安全が確認された場合は、登校させてください。登校を見合わせる際は、必ず学校への連絡をお願いします。「欠席」「遅刻」扱いにはなりません。

また、登校後に警報が発令された場合は、気象状況や通学路等の状況から判断し、授業を中止して、速やかに下校されることもあります。その際は、学校安全情報配信メール・電話等で連絡をし、保護者の了解を得たうえで下校させます。下校が危険と判断した場合は、安全に帰宅できると判断するまで、学校に待機させます。場合によっては、保護者またはご家族の迎えをお願いします。

### 3. Jアラート(国民保護情報)が発表された場合

★在校中、八戸市内に『Jアラート』が発表された場合 → 学校待機。  
 原則、保護者引き渡しになります。

★夜半(深夜0時以降)・早朝・登校時間等生徒が在宅中に、八戸市内に『Jアラート』が発表された場合 → 保護者の判断で登校させてください。